平成２１年（フ）第４６号
徳島県阿南市那賀川町色ケ島向原４番地３
債務者　近藤　郁代
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７６６号
高知市弘化台17番35号
債務者　濵田冨美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７６７号
高知市弘化台17番35号
債務者　濵田　　林
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９２１号
高知市桟橋通５丁目６番13号　山崎ハイツ106、申立時住所高知市北竹島町148番地７ハーモス竹島103号
債務者　杉本　卓也
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９４０号
高知市長浜5719番地１　ヴィエントエンコスタ102
債務者　寺岡　直美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５２号
高知市比島町２丁目16番30号　サンエスコーポ１階東号室
債務者　谷井　優美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５４号
高知県吾川郡いの町枝川614番地１
債務者　小森　達一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６１号
高知市比島町２丁目16番30号　サンエスコーポ１階東号室
債務者　松村　好惠
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２１１号
北九州市小倉南区北方２丁目６番25―401号
債務者　井上　隆博
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８７号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目２番18号
債務者　小畑　伸介
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８８号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目２番18号
債務者　小畑　智子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９１号
北九州市八幡西区日吉台２丁目１番44号
債務者　池田　寿郎
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９２号
北九州市戸畑区中原西２丁目14番６―404号
債務者　柳　ゆかり（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３０５号
北九州市小倉南区沼本町２丁目７番６号
債務者　大川　博道
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３０６号
福岡県中間市通谷１丁目17番１号
債務者　印丸　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０６号
宮城県東松島市大塩字緑ケ丘２丁目２番地２
債務者　阿部　勝彦
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
福島県郡山市小原田３丁目14番13号
債務者　佐藤由記子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
福島県須賀川市大袋町185番地
債務者　五十嵐郁江
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係